

大分県報

令和八年
第七二七号
七月三十一日

（金曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院事業会計規程の一部改正……………一

告 示

青少年に有害な興行の指定……………一
肥料の登録の有効期間の更新……………二
肥料の登録の失効……………三
土地改良区の定款変更認可（二件）……………三
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三

選挙管理委員会告示

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………四

病院局告示

大分県病院事業の業務に係る公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定……………四
大分県立病院の利用に係る料金の収納に関する事務の委託……………四
大分県立病院の利用に係る料金の未収金の収納に関する事務の委託……………五
大分県立病院の利用に係る料金の徴収事務の委託……………五

正 誤

令和八年三月三十一日付け大分県報号外（四二）に登載の監査委員公表第七百四十九号（包括外部監査人による監査結果の公表）中の訂正……………五

○病院局管理規程

大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年七月三十一日

大分県病院局管理規程第八号
大分県病院事業会計規程の一部を改正する規程

大分県病院事業会計規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「出納取扱金融機関」を「出納取扱金融機関等」に改め、同条中「（以下「出納取扱金融機関」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを出納取扱金融機関とし、収納の事務の一部を取り扱わせるものを収納取扱金融機関とする。

第二十三条第二項中「出納取扱金融機関」の下に「又は収納取扱金融機関」を加え、「四十万円」を「三百五十万円」に改め、同条第四項中「出納取扱金融機関」の下に「及び収納取扱金融機関」を加える。

第三十三号様式中「~~出納取扱金融機関~~」を「~~出納取扱金融機関~~」に改める。

附 則
この規程は、公示の日から施行する。

○告 示

大分県告示第三百十二号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和八年七月三十一日

大分県知事

佐藤

樹一郎

指定年月日	種 類	題 名	制作社名 又は配給社名	指定理由
-------	-----	-----	----------------	------

令八・七・一三	映 画	甘い唇 いけない離婚妻	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	ダブルネトラレ 男2×女2の夢と現実	オーピー映画	
〃	〃	結婚前夜 やさしく挿れて	オーピー映画	

大分県肥第一〇九九号	副産動植物質肥料	廃糖蜜 醃酵副酸肥料 三号	窒素全量一・〇 加里全量九・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	ジェイカムアグリ株式会社 東京都千代田区神田須田町二丁目六番六号	令一四・八・二七
------------	----------	---------------------	--------------------	-------------------	-------------------------------------	----------

大分県告示第三百十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。

令和八年七月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
------	-------	-------	----------	-------	-----------------	-------

大分県肥第一〇三〇号	炭酸カルシウム肥	一〇・炭酸 苦土石灰	アルカリ分五五・〇 可溶性苦土一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社丸京石灰 大分県津久見市徳浦二〇五二番地の五	令八・六・一九
------------	----------	---------------	------------------------	-------------------	-------------------------------	---------

大分県肥第一〇三一号	炭酸カルシウム肥	一〇・炭酸 苦土石灰	アルカリ分五五・〇 可溶性苦土一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社丸京石灰 大分県津久見市徳浦二〇五二番地の五	令八・六・一九
------------	----------	---------------	------------------------	-------------------	-------------------------------	---------

大分県肥第一一三九号	炭酸カルシウム肥	五三・炭酸 苦土石灰	アルカリ分五三・〇 可溶性苦土一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	宇部マテリアルズ株式会社 山口県宇部市大字小串一九八五番地	令八・八・七
------------	----------	---------------	------------------------	-------------------	----------------------------------	--------

大分県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年七月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
木立土地改良区	佐伯市	令八・七・二一

大分県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和八年七月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
杵築市土地改良区	杵築市	令八・七・二一

大分県告示第三百十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年七月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名称	所在地		
	市町村	大字	字
	地番又は区域		

平田	大分市	宮尾	平田及び辰ヶ鼻	次の一点から一〇点までを順次結んだ線及び一点と一〇点を結んだ線に囲まれた土地の区域
----	-----	----	---------	---

- 一点 北緯三三度〇六分五二秒三八四六
- 二点 東経一三一度四一分五三秒三五六〇
- 三点 北緯三三度〇六分五六秒一七〇五
- 四点 東経一三一度四一分五五秒四三三二
- 五点 北緯三三度〇六分五七秒六八二四
- 東経一三一度四一分五四秒五五三六
- 北緯三三度〇六分五一秒六七三〇
- 東経一三一度四一分五四秒一七八〇

六点	北緯三三度〇六分五一秒六五五三	東経一三一一度四一分五四秒一四二三			
七点	北緯三三度〇六分五一秒六四八二	東経一三一一度四一分五四秒一三二六			
八点	北緯三三度〇六分五一秒六五五九	東経一三一一度四一分五四秒〇四六六			
九点	北緯三三度〇六分五一秒六七四三	東経一三一一度四一分五三秒八三七一			
一〇点	北緯三三度〇六分五一秒六八一〇	東経一三一一度四一分五三秒七八二六			

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

一 指定病院中

- 「医療法人愛敬会城東病院
社会医療法人関愛会大東よ
つば病院」
〃 大字松岡一九四六」を
- 「医療法人愛敬会城東病院
〃 牧二丁目一六一一六」に、
「大分循環器病院
〃 大字三芳三二〇一三」を
「大分循環器病院
〃 大字三芳三二〇一三
社会医療法人関愛会大東よ
〃 大字横尾一一七一」に改める。
つば病院」
二 指定介護老人保健施設中
「介護老人保健施設さくらハ
ウスゼゼユニット型
〃 牧一丁目二五一一」を
介護老人保健施設やすらぎ
〃 大字松岡一九四六」

○病院局告示

大分県病院局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十二条の二第一項の規定により、大分県病院事業の業務に係る公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定した。

令和八年七月三十一日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

株式会社豊和銀行

大分県病院局告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に大分県立病院の利用に係る料金の収納に関する事務を委託した。

令和八年七月三十一日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地
- 二 委託した収納に関する事務に係る歳入
大分県立病院の利用に係る料金
- 三 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

同三九〇ページ	上から七行目	予定各調査	予定価格調査	
同三九三ページ	上から二行目	予定各調査	予定価格調査	
同三九三ページ	上から六行目	予定各調査	予定価格調査	
同三九三ページ	上から二四行目	予定各調査	予定価格調査	
同四一八ページ	上から四行目	下記の事項を除き、日付	日付	
同四二〇ページ	上から二〇行目	下記の事項を除き、事業費を	事業費を	
同四二二ページ	上から二三行目	下記を除き、公平	公平	
同四五八ページ	上から一七行目	下記の事項を除き、積算基準等に	積算基準等に	
同四九九ページ	上から一一行目	下記の事項を除き委託先の	委託先の	
同五一五ページ	上から一行目	下記の事項を除き委託先の	委託先の	
同五五二ページ	上から二五行目	県内宿泊客数の増加額	県内宿泊客数の増加数	
同五六四ページ	上から二七行目	県内宿泊客数の増加額	県内宿泊客数の増加数	